

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

< 令和元年 6 月 ・ 修正案 >

名古屋市防災会議

原子力災害対策計画編

| 連番 | 頁 | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|--------------|----|--|--|-------------------------|
| 第1章 災害応急対策計画 | | | | |
| 1 | 35 | <p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1～第6 略 第7 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。</p> <p>2～3 略 第8～第14 略</p> | <p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1～第6 略 第7 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間が ないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。</p> <p>2～3 略 第8～第14 略</p> | <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> |
| 2 | 40 | <p>第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第4 略 第5 水道水・飲料水・食品等の放射能濃度の測定</p> <p>1～3 略 4 食品への対応</p> <p>(1) 略 (2) 市内で生産される農畜産物の検査方針</p> <p>ア 市内を<u>6地区</u>*に分け、事故発生以降生産している農畜産物を中心に検査を実施する。</p> | <p>第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第4 略 第5 水道水・飲料水・食品等の放射能濃度の測定</p> <p>1～3 略 4 食品への対応</p> <p>(1) 略 (2) 市内で生産される農畜産物の検査方針</p> <p>ア 市内を<u>4地区</u>*に分け、事故発生以降生産している農畜産物を中心に検査を実施する。</p> | <p>農業委員会の組織改正に伴う修正</p> |

原子力災害対策計画編

| 連番 | 頁 | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|----|---|--|--|---|
| | | <p>イ～ウ 略</p> <p>※ 市内 <u>6地区</u> (農業委員会事務局の担当区域) <u>東部</u> (千種区・昭和区・瑞穂区・名東区・ 天白区) <u>西部</u> (東区・北区・西区・中村区・中区)</p> <p>中川 (熱田区・中川区) 港 (港区) <u>緑</u> (南区・緑区) <u>守山</u> (守山区)</p> <p>第6 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。 情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第15 略</p> <p>第16 市外からの広域避難の受入れ</p> <p>1 緊急的な一時受入れ 略</p> <p>(1) 市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、<u>災害時要援護者</u>及びその家族を優先する。</p> | <p>イ～ウ 略</p> <p>※ 市内 <u>4地区</u> (農業委員会事務局の担当区域) <u>東部・緑</u> (千種区・昭和区・瑞穂区・南区 ・緑区・名東区・天白区) <u>西部・守山</u> (東区・北区・西区・中村区・中 区・守山区)</p> <p>中川 (熱田区・中川区) 港 (港区) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>第6 市民等への的確な情報伝達</p> <p>1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。 情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第15 略</p> <p>第16 市外からの広域避難の受入れ</p> <p>1 緊急的な一時受入れ 略</p> <p>(1) 市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、<u>要配慮者</u>及びその家族を優先する。</p> | <p></p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> |

原子力災害対策計画編

| 連番 | 頁 | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|----|---|---------|---------|----|
| | | 2 ～ 3 略 | 2 ～ 3 略 | |